

介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 仁愛ケアサービス（以下「事業者」という。）が開設する地域密着型サービスに該当する「グループホームあかつき園」介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者又は計画作成担当者、介護従事者（以下「介護従事者等」という。）が、要介護者で認知症の状態にある高齢者と家庭的な環境の下で共同生活を営み、その事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように援助することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者等は、利用者の認知症の進行を緩和し心身の特性を踏まえて、各々が役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮し、妥当適切なサービスを行なう。

- 2 介護従事者等は、サービスの提供に当たって、親切丁寧を旨とし、介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないようにし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
- 3 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。
- 4 事業の実施に当たっては、事業者自らその提供する介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ると同時に関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム あかつき園
- (2) 所在地 北九州市小倉南区石田町 3-20

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （介護従事者、計画作成担当者と兼務の場合あり）
従業者の管理及び介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握とその他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名 （介護従事者、管理者と兼務の場合あり）
介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。
- (3) 介護従事者 7名以上
介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

(4) 正看護職員

医療連携契約締結医療機関より定期的に施設へ正看護師が訪問し及び施設介護職員から日々のバイタル数値、健康上の異変変化の報告を受けて、利用者の健康管理のための職務を行う。また、施設介護職員への健康管理上の指導助言を行う。

(利用定員及び居住区域)

第5条 事業所の利用定員は9名とする。また、利用者は北九州市に居住し、北九州市の被保険者である者。

(介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 共同生活を営み、入浴、排せつ、食事等の介護
 - (2) 日常生活上の世話
 - (3) 機能訓練
- 2 事業者が介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護が法定代理受理サービスであるときは、その1割もしくは、2、3割の額の支払いを利用者又はその家族より受ける。そのほか、別表1の料金表に掲げる費用の額を別に徴収する。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(介護予防及び介護サービスの記録)

第7条 事業者は、利用者に対する介護予防及び介護サービスの提供に際し、作成した記録書類を、完了日から2年間保存します。

また、介護報酬に関する書類は5年間保存します。

- 2 利用者または利用者の家族は事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。ただし、複写に際して、事業者は利用者または利用者の家族に対して、実費相当額を請求することができます。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 事業所は、入居申込者の入居にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、介護従事者等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
 - (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
 - (3) 利用者は、日々健康に留意する。
 - (4) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
-
- 2 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

- (2) けんか、口論、泥酔などで他人に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与える、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、利用者及び職員の生命と安全を確保することを最優先課題とし、非常災害に対する安全対策は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理者を選任し、防火管理者は「消防計画」「風水害、地震等の非常災害に対処するための計画」を作成し、介護従事者等へその内容を周知徹底し非常災害に備える。
- (2) 訓練は、通報訓練・消防訓練・避難訓練・総合訓練とし、年2回以上行う。
- (3) 避難訓練は夜間を想定して自力避難の困難な者の救出を重点に実施する。
- (4) 避難訓練の際には所轄消防署に連絡をとる。
- (5) 訓練の参加や日頃からの協力依頼により、近隣協力者との十分なコミュニケーションを図っておく
- (6) 避難場所として近隣の病院・公民館など各種施設との連絡体制を十分に整えておく。
- (7) 防火設備は消防法令に基づき適正に設置・維持管理するとともに、資格を有する者が定期的に点検を行う。
- (8) BCPの策定（災害、感染症）、研修及び訓練を年に2回以上行う。
(新規採用時にも研修を実施)

(緊急時の対応)

第10条 事業所は、利用者が病気又は怪我等により診断、治療が必要になった場合、または急に身体等の具合が悪くなった場合は、主治医と連絡を取り協力医療機関等で緊急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者が施設内及び屋外活動中等で誤嚥、窒息、転倒、打撲、出血を伴う外傷、失踪等の事故が発生した場合、上記緊急時の対応に沿って対応します。その場合、北九州市、利用者の家族、担当居宅介護支援事業者等へ報告し、連携を取りながら対処致します。

- 2 上記の事故が発生した場合、経緯及びその対処、結果について記録を残します。
- 3 上記の事故が発生し、生命身体の損害、物的損害について速やかに損害賠償するよう対処致します。

(苦情処理等の対応)

第12条 利用者または身元引受人は、提供された介護予防及び介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載のご利用者相談室に苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

- 2 利用者は、介護保険法に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もしません。

(地域との連携等)

- 第13条 事業所は、運営推進会議設置運営要項に基づき、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。
- 2 運営推進会議は、おおむね2カ月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聞く機会とする。
- (その他運営に関する重要事項)

(虐待防止のための措置)

- 第14条 利用者に対する虐待を防止するため、次の措置を講じる

- 1 虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、年2回以上の研修を行う。
(新規採用時にも研修を実施)
- 3 虐待が疑われる事案が発生した際は、速やかに対応を行う。

(身体拘束及び行動制限)

- 第15条 ご利用者に対し、ご利用者又は他のご利用者の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動制限を行いません。
- やむを得ない場合にご利用者の行動制限する場合は、ご利用者又はご家族に対して事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間等について十分に説明します。また、行動制限の内容、時間、ご利用者的心身の状況等を記録します。

- 2 身体拘束廃止委員会を3カ月に1回開催し、年2回以上研修を行う。

(新規採用時にも研修を実施)

(第16条 事業所は、介護従事者等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用から1年間のプリセプターシップ
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなり後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、その詳細は別に定める身体拘束廃止マニュアルに順ずる。
- 5 この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は協栄興産株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年6月1日から介護保険法改正により変更施行する。

別表 1

料金表並びにサービス内容

1 入居金

100, 000円

*清算時、居室の原状回復費用、その他利用料金等の未納がある場合は、敷金より差し引いて残りを返還致します。

※但し、入居者の故意、又は重大な過失による修復が必要な場合は、修復費用を別途請求させて頂きます。

2 家賃等の生活費

(1) 家賃	35, 000円／月
(2) 食材料費	45, 000円／月
(3) 水道光熱費	25, 000円／月
(4) おむつ代	別途実費
(5) 散髪	別途実費
(6) 居室電気代	持込家電製品電気代として1品目あたり1, 000円／月 利用者の希望により施設設備品電動ベットを使用の場合使用電気代として 1, 000円／月
(7) 交通費	・搬送時、施設までの職員の交通費（駐車場代含む） ・職員が行う入院関係の交通費（駐車場代含む） ・退院カンファレンス時の交通費（駐車場代含む） ・退院時、職員の病院までの交通費（駐車場代含む）

【生活保護時給者】

1 敷金

87, 000円

*清算時、居室の原状回復費用、その他利用料金等の未納がある場合は、敷金より差し引いて残りを返還致します。

2 家賃等の生活費

1) 家賃	29, 000円／月
(2) 食材料費	45, 000円／月
(3) 水道光熱費	20, 000円／月
(4) おむつ代	別途実費
(5) 散髪	別途実費
(6) 居室電気代	持込家電製品電気代として1品目あたり1, 000円／月 利用者の希望により施設設備品電動ベットを使用の場合使用電気代として 1, 000円／月
(7) 交通費	・搬送時、施設までの職員の交通費（駐車場代含む） ・職員が行う入院関係の交通費（駐車場代含む） ・退院カンファレンス時の交通費（駐車場代含む） ・退院時、職員の病院までの交通費（駐車場代含む）

3 法定給付サービスの1割（利用者負担金）

	1日あたりの利用者負担金 (単位数×10.14、医療連携加算、サービス提供体制加算Ⅲ、介護職員処遇改善加算Ⅱ等を含む)	利用者負担金1ヶ月(30日)あたり (単位数×10.14、医療連携加算、サービス提供体制加算Ⅲ、介護職員処遇改善加算Ⅱ等を含む)
要支援2	約917円	約27,498円
要介護1	約970円	約29,086円
要介護2	約1,013円	約30,377円
要介護3	約1,040円	約31,200円
要介護4	約1,061円	約31,810円
要介護5	約1,082円	約32,454円

法定給付サービスの2割（利用者負担金）

	1日あたりの利用者負担金 (単位数×10.14、医療連携加算、サービス提供体制加算Ⅲ、介護職員処遇改善加算Ⅱ等を含む)	利用者負担金1ヶ月(30日)あたり (単位数×10.14、医療連携加算、サービス提供体制加算Ⅲ、介護職員処遇改善加算Ⅱ等を含む)
要支援2	約1,834円	約54,996円
要介護1	約1,939円	約58,171円
要介護2	約2,026円	約60,753円
要介護3	約2,080円	約62,400円
要介護4	約2,121円	約63,619円
要介護5	約2,164円	約64,908円

法定給付サービスの3割（利用者負担金）

	1日あたりの利用者負担金 (単位数×10.14、医療連携加算、サービス提供体制加算Ⅲ、介護職員処遇改善加算Ⅱ等を含む)	利用者負担金1ヶ月(30日)あたり (単位数×10.14、医療連携加算、サービス提供体制加算Ⅲ、介護職員処遇改善加算Ⅱ等を含む)
要支援2	約2,750円	約82,493円
要介護1	約2,909円	約87,257円
要介護2	約3,038円	約91,129円
要介護3	約3,120円	約93,600円
要介護4	約3,181円	約95,428円
要介護5	約3,246円	約97,362円

4 介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用を実費で行なう。

- 【例】
 - ・私物の買い物費用の額
 - ・外食費用の額（※但し、該当食費を超えた金額部分の実費）
 - ・ドライブ、日帰り旅行の移動交通費の額
 - ・レクリエーション費(お茶・お花・書道などの材料費及び講師料、入館料等)の額
 - ・その他日常生活に必要なものの費用の額